

第2回質問回答に対する対応方針 (大阪府)

令和4年7月

<再質問する項目>

3	送客施設の設備の規模について
6	宿泊施設の客室規模について
11	
13	出資金が不足した場合の中核株主による出資について
18	民間事業者の公募及び選定について
22	住民からの意見に対する大阪府・市の考え方について
35	ギャンブル依存症対策等に対するMGMの実績等について
36	IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置の費用計上の考え方・十分な予算措置であることの根拠について
39	カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上等の内容と財務三表の数字の整合性について
42	区域整備計画が認定された場合における大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画へのカジノ事業の位置づけについて

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>3</p>
<p>質問の内容</p>	<p>送客施設の規模に関し、区域整備計画の要求基準1(p.8~9)において、「来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備える」と記述があり、 ①対面による情報提供及びサービスの手配のための設備の規模は、210㎡(床面積、暫定計画値) ②待合の用に供する設備の規模は、390㎡(床面積、暫定計画値) とされているが、当該①及び②に係る設備の規模が適当である根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答 (1/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 送客施設の規模の設定にあたっては、まず、施設内のスペースについて、①対面による情報提供及びサービスの手配のための設備を「サービス提供用のスペース」、②待合の用に供する設備を「利用者が滞留するスペース」と区分した上で、必要な面積等を設定しています。 ショーケース機能(約400㎡)については、一般的なミュージアム及び観光案内施設を参考に、映像型ショーケースとその他のショーケースそれぞれについて、末尾の表に記載のとおり、①と②の割合を設定し、各面積を算出しました。 コンシェルジュ機能に係る設備の規模は、評価基準9の解説資料(解説-評価9-2)に記載のとおり、送客施設の利用者数に対応するために必要な面積を■■■■と試算しています。暫定計画値200㎡は当該試算■■■■に対して■■■■の水準であり、十分な規模を有しています。 その上で、旅行会社の知見を参考に対面型コンシェルジュとAIコンシェルジュそれぞれについて、末尾の表に記載のとおり、①と②の割合を設定し、面積を算出しました。なお、対面型コンシェルジュは1組あたりの利用者が多く、利用時間が長くなることが想定されることから、AIコンシェルジュよりも②の面積を広く設定しています。 大阪IRにおいては、ショーケース、コンシェルジュともに、試算した利用者数に対して、待ち時間が発生することのないよう、十分な面積を確保する想定です。 なお、送客施設では、十分な面積を確保することに加えて、混雑状況の案内や事前予約制とする等、利用者の待ち時間が発生しないように運用を工夫する想定です。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3				
回答 (2/2)	【①と②の面積割合の設定】				
		規模 (床面積)	①と②の 面積割合 (① : ②)	①対面による情報 提供及びサービスの 手配のための設 備の規模(床面積)	②待合の用に供す る設備の規模 (床面積)
	[Redacted]				
	ショーケース機能合計	400 m ²	—	100 m ²	300 m ²
	[Redacted]				
	コンシェルジュ機能合計	200 m ²	—	110 m ²	90 m ²
合計 (その他除く)	600 m ²	—	210 m ²	390 m ²	


第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
再質問(案)	<p>送客施設の規模に関し、「ショーケース機能(約400㎡)については、一般的なミュージアム及び観光案内施設を参考に、映像型ショーケースとその他のショーケースそれぞれについて、末尾の表に記載のとおり、①と②の割合を設定し、各面積を算出」という記載が見受けられるが、ショーケース機能の面積(400㎡)が適当である根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、「一般的なミュージアム及び観光案内施設」として、どのような機能を有するものを想定しているか、具体的な説明を頂きたい。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6																																																									
質問の内容	<p>宿泊施設に関し、区域整備計画の要求基準1(p.11)において、「最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30㎡以上、スイートルームは概ね65㎡以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。」と記述があるが、これらの事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>																																																									
回答 (1/4)	<p>最低客室面積30㎡以上、65㎡以上の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 30㎡以上、65㎡以上は、それぞれの客室タイプにおける最小規模の客室の下限を示しており、実際の客室面積の規模は、区域整備計画の評価基準10(p.96)に記載のとおりです。 <p>《評価基準 10 抜粋》</p> <p>1. 宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員</p> <p>(1) 客室ごとの床面積及び収容人員</p> <table border="1" data-bbox="472 1015 1850 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客室タイプ※1</th> <th colspan="2">MGM大阪</th> <th colspan="3">MGM大阪ヴィラ</th> <th colspan="3">MUSUBIホテル</th> </tr> <tr> <th>床面積(㎡)</th> <th>収容人員※2(人)</th> <th>床面積(㎡)</th> <th colspan="2">収容人員※2(人)</th> <th>床面積(㎡)</th> <th colspan="2">収容人員※2(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンダード</td> <td>約45～60</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約30～45</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>スイート</td> <td>約70～85</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約65～85</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ラグジュアリー</td> <td>約185～230</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>約400～490</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>約100～125</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>約65～85</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約440～545</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約35～50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 代表的な客室タイプを記載 ※2 左欄は利用シーン収容人員、右欄は消防法収容人員</p>	客室タイプ※1	MGM大阪		MGM大阪ヴィラ			MUSUBIホテル			床面積(㎡)	収容人員※2(人)	床面積(㎡)	収容人員※2(人)		床面積(㎡)	収容人員※2(人)		スタンダード	約45～60	4	4	-	-	-	約30～45	4	4	スイート	約70～85	6	6	-	-	-	約65～85	4	4	ラグジュアリー	約185～230	6	6	約400～490	8	8	約100～125	4	4	平均	約65～85	-	-	約440～545	-	-	約35～50	-	-
客室タイプ※1	MGM大阪		MGM大阪ヴィラ			MUSUBIホテル																																																				
	床面積(㎡)	収容人員※2(人)	床面積(㎡)	収容人員※2(人)		床面積(㎡)	収容人員※2(人)																																																			
スタンダード	約45～60	4	4	-	-	-	約30～45	4	4																																																	
スイート	約70～85	6	6	-	-	-	約65～85	4	4																																																	
ラグジュアリー	約185～230	6	6	約400～490	8	8	約100～125	4	4																																																	
平均	約65～85	-	-	約440～545	-	-	約35～50	-	-																																																	

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6
回答 (2/4)	<ul style="list-style-type: none">これらの客室規模は、評価基準の解説資料(評価 10-1_「宿泊施設の競争力確保の考え方」で示しているとおり、大阪IRの宿泊施設がベンチマークとした世界基準の外資系ホテルや高級ホテル、大阪市内のホテルと比べて十分な広さを備え、客室単価についても、多様な顧客を受け入れられる設定となっています。 <p>《解説資料-評価 10-1 抜粋》</p> 

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6									
回答 (3/4)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の宿泊施設は、IRを含む世界各国の宿泊施設と比較して1室あたりの客室面積が狭く、特に大阪は低価格帯のビジネスホテルが多く、多様な宿泊需要に対応できていないことが課題と考えています。これに対して、<u>大阪IRのスタンダードルームは、最小規模(概ね30㎡以上)でも十分な広さを備え、MICE参加者、ファミリー、カップル、及び長期滞在者などの多様化する宿泊需要に対応するために十分なキャパシティを確保しています。(客室タイプ・客室デザイン等の詳細については今後の設計プロセスの中で決定されます。)</u> なお、MGM大阪の客室面積の全体平均、MUSUBIホテルのスイートタイプの客室面積の平均はともに65㎡を超え、下表に示す国内及び諸外国の国際的なホテルと比べ、遜色ない規模を有しており、国内外の富裕層の宿泊ニーズにも対応できると考えています。 <p>《国外 I R 施設の客室面積の例》</p> <table border="1" data-bbox="479 715 1839 1189"> <thead> <tr> <th data-bbox="479 715 766 783">客室タイプ</th> <th data-bbox="766 715 1532 783">ホテル</th> <th data-bbox="1532 715 1839 783">客室床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="479 783 766 1118">スタンダード</td> <td data-bbox="766 783 1532 1118"></td> <td data-bbox="1532 783 1839 1118"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="479 1118 766 1189">スイート</td> <td data-bbox="766 1118 1532 1189"></td> <td data-bbox="1532 1118 1839 1189"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【出所：MGMリゾート・インターナショナル内部情報、特定複合観光施設区域整備推進会議資料】</p>	客室タイプ	ホテル	客室床面積	スタンダード			スイート		
客室タイプ	ホテル	客室床面積								
スタンダード										
スイート										
再質問(案) (1/2)	<p>「大阪IRのスタンダードルームは、最小規模(概ね30㎡以上)でも十分な広さを備え」との記述があるが、当該事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>									

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6
回答 (4/4)	<p><u>スイートルーム割合(20%以上)の考え方について</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ資料(H30.12.4)</u>でも提示されているとおり、諸外国の宿泊施設の中では、IRの宿泊施設におけるスイートルーム割合が最も高く約20%となっています。また、世界的なMI CE開催地であるラスベガスのIRに併設されるホテルにおけるスイートルーム比率は概ね15～20%程度です。・ 日本においても、観光需要が成熟するにつれ、観光客の滞在長期化や消費単価上昇が期待され、スイートルームでの滞在ニーズも増加すると予想されます。上記の諸外国の事例をベンチマークとして、大阪IRでも約20%以上をスイートルームとする事により、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現に貢献できると考えています。・ 以上のとおり、これらの規模は、国内外の宿泊施設の客室の実情や、利用者の需要の高度化及び多様化を考慮した上で、適切なものとなっていると考えます。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	11
質問の内容	<p>添付資料の「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行による融資確約書について、各々の拠出額や資金拠出根拠について説明を頂きたい。</p>
回答	<p>株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本質問について、以下の回答を受領しており、IR事業者としても同様の理解です。</p> <p><株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からの回答></p> <ul style="list-style-type: none"> • [Redacted] • [Redacted]
再質問(案)	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted] シンジケーション組成の確実性も含めた融資の確実性の考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	13
質問の内容	<p>資金調達の確実性を確認するため、[REDACTED]を提出していただきたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> IR事業者は、添付書類(添付-要求4-29)のとおり、少数株主20社より本事業への出資を確約する出資・コミットメントレターを受領しています。20社はいずれも、出資金を拠出するために十分な現金及び預金、流動性資産等を有しており、出資の実現性は高く、出資金に不足が生じることは想定していません。 [REDACTED]
再質問(案)	<p>資金調達の確実性を確認するため、[REDACTED]と理解してよいか、説明を頂きたい。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	18
質問の内容	<p>特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。)において、「民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意する。」とされているところ、大阪府及び大阪市が行った民間事業者の公募及び選定に関し、応募者の数が1者(MGM・オリックス コンソーシアム)という状態であったが、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであるか、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> • IR事業は新たな法制度下における本邦初のカジノ施設を含む大規模開発事業であり、非常に複雑な事業となることが見込まれたところ、大阪府・市では、民間事業者の公募及び選定に先立ち、平成29年度(2017年度)からIR関連項目の検討についての民間事業者からの提案受付や対話を実施するとともに、平成31年度(2019年度)にはコンセプト募集を実施しています。 • そして、かような民間事業者との対話等プロセスを通じて、大阪IR事業の情報を公平に民間事業者に提供等し、IR区域整備のあり方や本事業に対するニーズ・課題等について、早い段階から、民間事業者の意見を幅広く徴するとともに、大阪府・市及び民間事業者の相互理解を深めることで、より良い本事業の実施につなげるため取り組んできたところです。 <p>※IR関連項目の検討について https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kentou/index.html</p> <p>※(仮称)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業のコンセプト募集について https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair-rfc/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> • この点、コンセプト募集においては、具体的な事業条件等を示した上で、民間事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募ったところ、大阪のIR事業への参画意欲があるものとして3者から提案書の提出がなされ、かかる3者との間で令和元年(2019年)11月まで対話等を実施しています。しかしながら、令和元年(2019年)12月に開始した民間事業者の公募においては、結果として、応募があったのは、MGM・オリックスコンソーシアムの1者からのみとなりました。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	18
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">• また、大阪府・市では、令和3年(2021年)3月に、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、事業スケジュール及び事業条件を変更し、これに伴う参加資格審査の追加受付を実施しています。• この点、かかる手続きは、令和3年(2021年)2月に行った実施方針の修正案の公表に併せて、参加資格審査の追加受付を行う旨を先行して公表するなど、新たに応募する民間事業者における必要な周知・準備期間の確保にも配慮の上、進めてきたところですが、結果として、新たな民間事業者からの応募(参加資格審査の追加受付)はありませんでした。• 以上のとおりであり、結果として、応募者の数は1者となっていますが、大阪府・市では、民間事業者の公募及び選定手続きを公平かつ公正に実施してきたものと考えています。
再質問(案)	民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであるかを確認するため、民間事業者の公募による選定に先立ち、都道府県等に対して民間提案を行った特定の民間事業者や、都道府県等が実施した市場調査に応じた特定の民間事業者を優遇するような選定基準を設けるものでないことが分かる資料を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	22
質問の内容	住民の意見を反映させるために必要な措置について、住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況(具体的な意見の内容とそれに対する対応状況、意見を採用しなかったものがある場合は、その理由)について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪府・市では、大阪・夢洲において、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型IRを実現し、大阪のさらなる成長につなげていくこととしています。 • その実現に向けた区域整備計画の作成にあたり、IR整備法第9条第7項に基づく住民の意見を反映させるために必要な措置として、公聴会のほか、パブリックコメントや住民説明会等の取り組みを行ってきました。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公聴会: 令和4年1月下旬 4回開催 公述人40名 ▶ パブリックコメント: 令和3年12月23日～令和4年1月21日実施 意見数1,497件 ▶ 住民説明会: 令和4年1月7回開催 参加者228名 ▶ 質問受付: 令和4年2月1日～14日 意見数28件 (新型コロナウイルス感染状況拡大の影響による説明会中止の代替措置) • これらの取り組みにおける住民意見のうち、地域経済の振興・地域社会への貢献における、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成や新たな実証フィールドの提供等をはじめ、ギャンブル依存症対策における酒類提供に関する従業員マニュアルの作成などの意見について、区域整備計画(案)のさらなる向上を図るため、別紙「区域整備計画に反映した事項」のとおり計画に反映したところです。 • 他方で、ギャンブル依存症等をはじめとしたカジノ施設の設置及び運営に伴う有害影響への懸念等からIR・カジノ誘致に反対する意見、住民投票の実施や区域整備計画のさらなる説明等を求める意見、土地課題対策への費用負担の反対等の夢洲特有の課題に対する意見等については、意見内容を十分に考慮したものの、大阪府市の成長戦略に位置づけられたIRの推進に取り組むという方向性を踏まえ、計画には反映していません。しかし、<u>いただいたすべての意見に対して大阪府・市の考え方を大阪府・市ホームページ等で明らかにすることにより、府民・市民の理解の促進に努めてきたところ</u>です。 • IRの実現に向けては、府民・市民の理解を得ながら進めていくことが重要であるため、セミナー(※1)や出前講座(※2)の他、パンフレットの作成配布、広報動画の活用などを引き続き実施するとともに、内容や手法も工夫しながら、府民・市民に対して丁寧な情報発信に取り組んでいきます。 <ul style="list-style-type: none"> ※1 直近では令和4年8月17日、9月12日に開催を予定(10月以降も継続して実施予定) ※2 令和4年度は6月末時点で8回実施(7月以降も継続して実施予定)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	22
再質問(案)	大阪府・市ホームページ等で明らかにしている、全ての意見に対する大阪府・市の考え方が分かる資料を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	35
質問の内容	<p>IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有する根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、根拠として挙げられている「MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム」及び「MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策」について、具体的な説明を頂きたい。(併せて、関連する資料を頂きたい。)</p>
回答 (1/4)	<p>【有害な影響の排除に関する措置内容を適切に実施できる能力や体制等を有する根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症防止のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IR事業者は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート(並びに親会社のMGM)とオリックス株式会社が両社において実施しているように、透明性のある事業運営と規範遵守のための枠組みを確立し、コンプライアンス遵守に基づいて有害な影響排除を適切に実施していきます。 ➢ <u>MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきました。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されています。</u> ➢ また、海外の既存カジノ施設でのギャンブル等依存症対策において、管轄州政府等との協力体制を構築・維持した上で、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを導入したほか、ネバダ大学ラスベガス校等の州立大学における依存症対策についての研究に資金提供する等の実績を有しています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	35
回答 (2/4)	<ul style="list-style-type: none">• 治安・地域風俗環境対策<ul style="list-style-type: none">➢ MGMが米国やマカオで運営するIR施設においても、防災センターを設置し、セキュリティ部担当者が24時間体制で監視・警備するとともに、治安維持のための情報収集や関係機関との情報共有を行うことで、カジノ施設及びIR施設内の安全を確保しています。➢ また、カジノサーベランス部においては、100名以上の従業員を配置し、世界基準で高いレベルの監視設備を導入することにより、顧客や従業員に不審な行動がないか継続的に監視するとともに、最先端技術等を用いた防犯機器で監視体制を維持・管理しています。➢ MGMは、米国において犯罪予防のためにカジノ規制当局や地元警察との連携を密に行い、社会貢献活動の一環として地域のまちづくりへの協力等を継続的に実施しています。➢ これらの運営経験・ノウハウを活かして、日本においてもIR関係法令等に基づき強固な治安・地域風俗環境対策を講じます。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	35
回答 (3/4)	<p>【MGMIにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> • MGMIは米国内のカジノにおいてブリティッシュコロビア州ロータリー・コーポレーションによる責任あるゲーミングプログラムのGameSenseを採用すると共に、地域団体や外部パートナーとの協力を通じて、責任あるゲーミングの普及に努めております。また、内部統制を通じて米国ゲーミング協会によって定められた協会会員の責任あるゲーミング実施のための行動規範を遵守しています。これらの取組みの中には自主規制や自己排除プログラム、全社的な従業員研修などが含まれます。MGMIの責任あるゲーミングへの取組みについて取りまとめた資料及び顧客に配布するパンフレット等のGameSenseに関するサンプル資料を以下のとおり添付します。 <p>別紙1「MGMI 責任あるゲーミング概要」 別紙2「MGMI 責任あるゲーミング サマリー」 別紙3「GameSense パンフレット」 別紙4「GameSense スロットパンフレット」 別紙5「GameSense メッセージ」 別紙6「GameSense QRコード」</p>
再質問(案) (1/2)	<p>質問回答、別紙1及び別紙2においてMGMIの実績として記載されている措置の内容が、区域整備計画に記載されている措置の内容をカバーしていることが分かるよう、具体的な説明を頂きたい(併せて、参考資料について日本語訳したものを頂きたい。)</p> <p>また、「MGMIは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきました。例えば、米国では、MGMIによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されています。」と記述が見受けられるが、大阪IRにおいても、当局による定期的な実績評価及び当該評価結果を事業に反映するという理解でよいか、説明を頂きたい。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	35
回答 (4/4)	<p>【MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MGMリゾート・インターナショナルは、銀行秘密法(合衆国法典第31編)及び米国愛国者法(The USA PATRIOT Act)の要件並びに規制当局のガイダンスといった適用されるAML規制を遵守するため、包括的なリスクベースのマネー・ローンダリング防止(AML)プログラムを導入しています。具体的には、米国において、以下のような取組みを行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ MGMは、カジノにおけるサービス、顧客及びオペレーションの特性を踏まえた、全社的かつ詳細なAMLプログラムのリスクアセスメントを行っています。このために委員会を設置しており、同委員会は、運営、会計、監視、法務、コンプライアンスの上級管理職で構成されています。 ➢ また、リスクアセスメントを踏まえ、AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシーを策定し、定期的な検討及び見直しを実施しています。 ➢ 疑わしい可能性のある取引を発見し、調査し、追跡するための手順を導入しています。 ➢ AML規制に準拠した顧客の本人確認(KYC)に始まり、カジノフロアでの一定の額以上の現金取引の監視・報告(Cash Transaction Report、CTR)及び違法行為や異常な取引などの疑わしい取引の監視・報告(Suspicious Activity Report、SAR)を徹底しています。また、コンプライアンス部門は、CTR及びSARの遵守状況等を確認するために定期的に監査を実施しています。さらに、AML規制に準拠した顧客取引に関する記録の適時・適切な保存と当局への確実な報告を実施しています。 ➢ 内部監査部門によるAMLポリシーの遵守及び有効性に関する定期的な(少なくとも年一回の)リスクベースの監査を行っています。 ➢ 顧客との取引を扱う全てのカジノ従業員等に対し、採用時と(少なくとも)年次のAML研修を実施しています。研修の内容には、疑わしい取引の注意すべき傾向やその報告方法、マネー・ローンダリング及びテロリストに対する資金供与の防止の重要性等が含まれます。 ➢ コンプライアンス部門に、AMLに特化した専門家人材を配置しています。
再質問(案) (2/2)	<p>質問回答においてMGMの実績として記載されている措置の内容が、区域整備計画に記載されている措置の内容をカバーしていることが分かるよう、例えば「AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシー」の内容など、具体的な説明を頂きたい(併せて、参考資料について日本語訳したものを頂きたい。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>36</p>
<p>質問の内容</p>	<p>IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答 (1/5)</p>	<p><u>IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置</u></p> <p>1. 依存症対策【約9億円/年】</p> <p>①費用計上の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症対策の費用は、主に、対策に関わる人員の人件費、従業員の教育・研修費、普及啓発活動(マーケティングを含む)に関する費用、利用制限措置(排除プログラム)や事業者が独自に導入するプレイマネジメントツールに係る費用などから構成されています。 これら費用については、MGMが米国で導入・運営している予防啓発プログラム等における責任あるゲーミング対策の実施実績等を参考に、IR関係法令等、日本の実情等を踏まえて策定した大阪IRの依存症対策を基に推計しています。 <p><人件費>【約2億円/年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症対策に携わる人員の人件費は約2億円であり、人員数は■■■■、一人当たり平均人件費を■■■■と想定しています(カジノフロアのカウンセラーにはシフト勤務のスタッフを一定の割合で見込んでいるため、平均人件費が低くなっています)。なお、24時間・365日利用可能な相談施設を含む、相談体制の構築にかかる人件費を含みます。 <p><従業員の教育・研修、利用制限措置、普及啓発等の依存症対策にかかる費用>【約7億円/年】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全社員向けの責任あるゲーミングプログラムの研修、階層別研修などの取組み、リーフレットやウェブサイト等を通じた責任あるゲーミングや排除プログラム等の普及啓発の強化、大阪府・市等の各関連相談機関との連携や調査研究の推進等のための費用として、約3億円を見込んでいます。 また、利用制限措置(排除プログラム)、プレイマネジメントツール等のソフトウェアに係る費用や運用・保守に係る費用を、MGMの運営施設での実績に基づいて推計し、約4億円を想定しています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	36
回答 (2/5)	<p>②十分な予算措置であることを示す根拠</p> <ul style="list-style-type: none">大阪IRでは、問題あるギャンブル行動の早期発見のため、責任あるゲーミングの専門職員を配置する計画としています。問題あるギャンブル行動をとるプレイヤーの早期発見のために必要な専門性の高い訓練を受け、支援を必要とする人々のための知識を備えた人員を24時間配置するために、十分な予算を見込んでいます。計画人員数は、MGMの他の施設を大幅に上回っており、十分な手当であると確信しています。すべての従業員に責任あるゲーミングプログラムの研修を実施します。さらに、カジノ部門の従業員は、責任あるゲーミングをサポートするためのより高度な研修を行い、これらにより、ギャンブル等依存症対策に適切に取り組めます。利用制限措置や責任あるゲーミングのプログラム等に関するソフトウェア、普及啓発にかかるマーケティング費用等を含む、依存症対策に関する予算については、いずれもMGMが運営する海外の施設における実績から予算を策定しています。MGMは、米国において、プレイマネジメントツールや排除プログラムの機能を有した類似システムの導入・運用実績を有しており、それに基づいて推計した予算は十分なものであると考えています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	36
回答 (3/5)	<p>2. カジノ施設及びIR区域内の監視及び警備 【約49億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> • MGMは、ネバダ州の事業免許を持つカジノ運営事業者として、法令等を遵守し、事業免許の取得・維持をしているところ、その一環として警備・監視基準の遵守が求められています。MGMのラスベガスにおける警備・監視体制及び費用等は、大阪IRのベンチマークの一つになると考えています。 <p>①費用計上の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>大阪IRにおける警備・監視費用は約49億円を想定しており、主に人件費で構成されます。MGMのラスベガスでの類似規模のIR、及びカジノ施設運営の実績、係る警備・監視体制を参考に、大阪IRの暴力団員等の排除、犯罪行為や事故等の防止及び発生時に対応するための人員()を推定して推計しています。</u> • 費用の見込みとして、従業員一人当たりの平均人件費を と想定しています。 <p>②十分な予算措置であることを示す根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>人員数については、MGMの複数の施設の実際の運用人数をベンチマークに、必要人数を推定しています。さらに、MGMの警備・監視部門及び人事部が人員数を検証し、十分な人数である旨を確認しています。</u> • 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」から平均年収を算出すると、 ことから、法定福利費・福利厚生費等に鑑みても、大阪IRにおける費用としては十分な予算措置であると考えています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	36
回答 (4/5)	<p>3. 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成【約1.6億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> • MGMは、米国やマカオでIR施設を運営するに当たって、現地の規制当局から求められる法令を遵守し、必要な内部統制を整備し、マネー・ローンダリング対策等を実施しています。また、同様に事業を展開する法的管轄区域の定める成人年齢を対象としたカジノ運営を実施しています。 <p>①費用計上の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大阪IRにおける、マネー・ローンダリング対策を含む犯罪の発生対策や善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、及び青少年の健全育成にかかる費用は約1.6億円を想定しており、海外ではそれらについて独自の費用計上は行っていないものの、MGMのラスベガスでの類似規模のIRにおける実績を参考に、人員()を想定して推計しています。 • 費用の見込みとして、従業員一人当たり人件費の平均は と想定しています。また、人件費のほかにも、青少年の健全育成等に資する防犯パトロール等の活動にかかる一定の経費、備品等の購入費用を加えて想定しています。 <p>②十分な予算措置であることを示す根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> • これらの業務にあたる人員数は、前述した依存症対策費や監視・警備に係る費用と同様の考え方に基づいて策定されており、MGMの複数の施設での実際の運用人数をベンチマークに、十分な人員数を見込んでいます。 • 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」から平均年収を算出すると、 ことから、法定福利費・福利厚生費等に鑑みても、大阪IRにおける費用としては十分な予算措置であると考えています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>36</p>
<p>回答 (5/5)</p>	<p><u>国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項</u></p> <p>4. 依存症対策(カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止)、及び治安・地域風俗環境対策【約1.5億円/年】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」には、大阪IRでの取組みに加え、周辺地域や関係者との連携を欠くことはできず、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、カジノ管理委員会等多くの関係者と緊密に連携することで、より包括的で高いレベルでの対応が可能になります。これらにおいて会議体をコーディネートするなど、関係各所間の橋渡しを担う人員の person fee (約1.5億円)を想定しています。 なお、国や都道府県等が実施する施策への協力として、依存症対策に関して「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、IR区域内における大阪府・市等が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等を想定していますが、これらに係る費用については、前記「1.依存症対策」に記載した(1) person fee や(4)普及啓発の強化等において計上した予算のなかで十分に対応可能なものと考えています。 また、治安・地域風俗環境対策についても、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動の支援を想定していますが、それらにかかる費用については、前記「3.犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成」に記載した費用のなかで対応する想定です。 <p>①費用計上の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係各所との連絡役を担う人員の person fee については、人員数を■■■■(全て管理部門に所属する人員)、一人当たり平均 person fee は■■■■を想定しています。関係各所との交渉や調整には、比較的上位の人員が対応するため、平均 person fee は他部門と比較して高額となっています。 <p>②十分な予算措置であることを示す根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係各所とのコーディネーションを担う人員は、MGMが運営する様々な施設で設置されていますが、大阪IRで想定されている人員数及び平均 person fee は、それらと比較しても十分であると考えています。
<p>再質問(案)</p>	<p>1. から4. までの①費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠のそれぞれにおいて記載されているMGMの実績又はMGMの施設での数字について、それを根拠として使用する妥当性がわかるよう、その内容について具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、「カジノ施設及びIR区域内の監視及び警備」について、「大阪IRにおける警備・監視費用は約49億円を想定しており、主に person fee で構成されます。」との記載があるが、「警備システム」、「防犯カメラシステム」、「顔認証システム」、「画像解析システム」等の維持管理・運用費用についてはどのように見込んでいるのか、その考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	39
再質問(案)	区域整備計画(p.42)に記載の「②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力」における記載と添付書類の「予定貸借対照表」、「予定損益計算書」、「予定キャッシュフロー計算書」及び「これらの根拠を記載した書類」上での数字の整合性について、構成する3つの項目ごとの具体的な額を示しつつ、説明を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	42
質問の内容	<p>仮に区域整備計画が認定された場合、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画におけるカジノ事業に係る見直しの考え方について、説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • 本府においては、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を令和2年3月に策定し、「普及啓発の強化」「相談支援体制の強化」「治療体制の強化」「切れ目のない回復支援体制の強化」を4本柱とし、さらに大阪独自の支援体制として大阪依存症包括支援拠点(OATIS)を構築したうえで、ギャンブル等依存症対策に取り組んでいます。 • 今年度は府推進計画の最終年度であり、現在、計画の見直しに向けた検討のための関係者会議の立ち上げなどに着手したところです。見直しにあたっては、これまでの取組みの評価を踏まえ、対策強化の方向性について検討を進めていくこととしています。 • また、大阪IRの区域整備計画との関係については、認定時期に応じて適切に対応します。 • そのうえで、大阪府・市としては、府推進計画、区域整備計画に基づき、IR設置自治体として、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざして、万全の対策を講じていきます。
再質問(案)	<p>「大阪IRの区域整備計画との関係については、認定時期に応じて適切に対応」との記述があるが、仮に区域整備計画が認定された場合には、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画にカジノ事業についても記載することを含め検討するという理解でよいか、説明を頂きたい。</p>

<再質問について検討中の項目>

8	IR区域全体における施設の共通バックヤードの合計面積のすみ分けについて
14	
15	土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策に関する工法、費用算出等の考え方について
16	

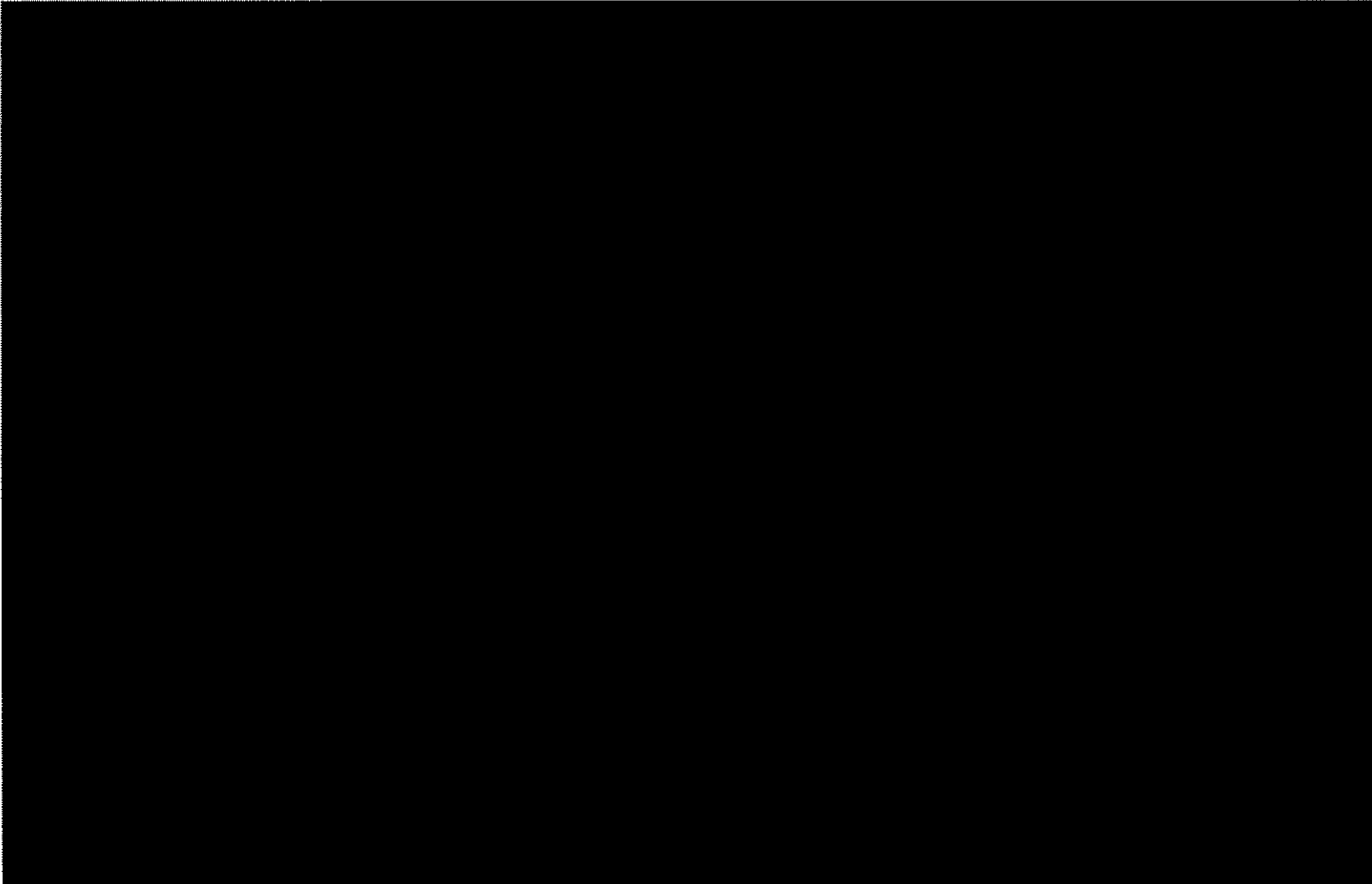
第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
質問の内容	<p>特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の施設構成について、同項第6号に掲げる施設と位置づけのある共通バックヤードと、同項第1号から第5号までに掲げる施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/3)	<ul style="list-style-type: none"> • バックヤードのうち、主として、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の何れかの運営に特化して使用する部分は、同項第1号から第5号までに掲げる施設の一部と分類しています。なお、これらは、添付書類の図面で薄いグレーの着色を行っています。具体例として、リネンや客室備品など、5号施設(宿泊施設)の運営に特化した物品の倉庫スペース等は、5号施設のバックヤードと分類しています。 • 一方、バックヤードのうち、主として、IR施設全体の運営のために共通で利用される部分は、同項第6号に掲げる施設の一部と分類しています。なお、これらは、図面上は濃いグレーの着色を行っています。具体例として、大阪IR(株)の従業員が共通で利用する従業員スペースや、防災備蓄倉庫等は、6号施設の共通バックヤードと分類しています。 • なお、今後、設計の深度化を進める中で、同項第1号から第5号までに掲げる施設のバックヤード、又は同項第6号に掲げるバックヤードの分類について、入替や配置調整を行う可能性があります。 • また、共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありましたので、正確な表記については、以下を参照ください。 別紙「要求基準1・評価基準6展示等施設平面図」 別紙「評価基準13その他施設(共通バックヤード)平面図」 ※展示等施設の2階部分、図面下方の北端に位置する機械室(廊下を挟んで倉庫の向かい側)は、従前の図面では、薄いグレーの色分けで「バックヤード/機械室」に区分していましたが、正しくは濃いグレーの色分けで「共通バックヤード」に該当します。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答 (2/3)	<p data-bbox="450 359 1451 437">評価基準13 その他施設(共通バックヤード) 平面図 暫定計画値125,866㎡[※] ※IR区域全体における共通バックヤードの合計面積を記載</p> <p data-bbox="1809 347 2040 371">質問番号8 回答・別紙</p> 

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答 (3/3)	<p data-bbox="1792 375 2038 406">質問番号8 回答・別紙</p> <p data-bbox="459 414 1299 446">要求基準1・評価基準6 展示等施設 平面図 暫定計画値31,455㎡</p> 

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
質問の内容	<p>添付書類の「基本協定書」及び「大阪市会附帯決議」において、IR事業用地における「土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去」に係る市負担額は788億円と示されている。この788億円の費用計上の根拠(例えば、液状化対策であれば、土質条件、対策工法など)について、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/4)	<p>(1) 土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • IR区域の土地は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)の指定を受けていますが、汚染土壌の被覆等によって健康被害のおそれなく土地利用を行うことが可能です。 • 他方で、IR工事において発生する建設残土及び建設汚泥については、汚染土壌を含んだ建設残土及び建設汚泥(以下「汚染残土等」という。)として土壌汚染対策法等に基づき適切に処理する必要があることから、土壌汚染がない場合と比較して処理費用の増額が見込まれます。 • 大阪市は、汚染残土等の処理費用のうち、土壌汚染がない場合と比較してIR事業者の負担が増加した部分の費用を負担することとし、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した汚染残土等の想定排出量・時期や概算工事費等も踏まえ、当該費用を以下のとおり算定しています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
<p>回答 (2/4)</p>	<p>◆汚染残土処理費にかかる本市負担額(概算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設計画、工事工程、建設残土の排出時期・量等を踏まえ、想定処理量190万m^3のうち、50万m^3を大阪沖埋立処分場、140万m^3(一時仮置き量30万m^3)を夢洲内で処理すると想定 ➢ 大阪沖埋立処分場での処理費用 <ul style="list-style-type: none"> ①大阪沖埋立処分場での処分単価:30,000円/m^3(※1 処分費、運搬費、諸経費、税含む) ②夢洲内での処分単価:4,000円/m^3(※1に同じ) ③差額(①-②):30,000円/m^3-4,000円/m^3=26,000円/m^3 ④汚染土壌による増分費用:26,000円/m^3×50万m^3=130億円 ➢ 一時仮置き・再運搬に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ⑤仮置き・再運搬 1,400円/m^3(※2 諸経費、税含む) ⑥1,400円/m^3×30万m^3=4億円 ➢ 汚染残土処理費にかかる本市負担額(概算額) <ul style="list-style-type: none"> ④+⑥=約140億円 <p>◆汚染汚泥処理費にかかる本市負担額(概算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 想定処理量110万m^3の全てを大阪沖埋立処分場で処理すると想定 ➢ 大阪沖埋立処分場での処理費用 <ul style="list-style-type: none"> ①大阪沖埋立処分場での処分単価:37,000円/m^3(※1に同じ) ②民間処理施設(基準超過がない場合):17,000円/m^3(※1に同じ) ③差額(①-②):37,000円/m^3-17,000円/m^3=20,000円/m^3 ➢ 汚染汚泥処理費にかかる本市負担額(概算額) <ul style="list-style-type: none"> 20,000円/m^3×110万m^3=約220億円 <p>◆大阪市負担想定額合計(概算額)</p> <p>約140億円+約220億円=約360億円</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
<p style="text-align: center;">回答 (3/4)</p>	<p>(2) 液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液状化対策費用の算定に係り前提とした地盤調査結果(39箇所:液状化判定結果)については、別紙「2020年地盤調査箇所図(事業者実施:39箇所)」及び「2020年液状化判定結果(事業者実施:39箇所)」を参照ください。夢洲の埋立層は浚渫土主体であるため、多くが粘土層ではあるものの、一部、砂層が存在しており、それらの砂層が地震発生時において液状化する可能性があります。液状化の可能性のある層は、敷地の平面方向、垂直方向に広範にばらついて存在しています。 ・ 液状化対策費用は、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した概算工事費等も踏まえ、以下のとおり算定しています。 <p>◆液状化対策範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 液状化判定による対応を基本に、建物配置も一定考慮して、地盤改良(サンドコンパクションパイル)により対応すると想定。 <p>◆本市負担想定額(概算額)</p> <p><地盤改良></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な部分の地盤改良 <ul style="list-style-type: none"> ① 対策範囲:36ha ② 単価:10.5万円/m²(1.8mピッチ) ③ 対策費用:36ha×10.5万円/m²=378億円 ➢ 外周道路沿いなどの地盤改良 <ul style="list-style-type: none"> ④ 対策範囲:1.9ha ⑤ 地盤改良単価:5.4万円/m²(2.5mピッチ) ⑥ 対策費用:1.9ha×5.4万円/m²=10億円 ➢ 地盤改良費合計(概算額) <ul style="list-style-type: none"> ③378億円+⑥10億円=約390億円 <p><汚染残土処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 液状化対策による建設残土増分60万m³の処理 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 4,000円/m³×60万m³=約20億円(概算額) <p><本市負担想定額合計(概算額)></p> <p>約390億円+約20億円=約410億円</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
回答 (4/4)	<ul style="list-style-type: none">• なお、液状化対策工事の詳細内容については、追加調査や詳細分析等の結果を踏まえて、現在検討を進めているところです。• また、液状化対策の検討にかかり、大阪府・市は、令和3年12月1日に「IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置しており、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。 <p>(3) 地中障害物撤去</p> <ul style="list-style-type: none">• IR区域の土地には、揚水井戸・17箇所、観測台・9箇所、沈下板・44箇所(これらを総称して、以下「本件地中障害物」という。)が存置されています。• 本件地中障害物の存置位置及び規格等については、別紙「地中埋設物の概要(揚水井戸・観測台・沈下板の位置・規模等)」を参照ください。• IR施設の建設に支障となる本件地中障害物については、全旋回工法で撤去することを想定しており、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社において、撤去する本件地中障害物の種類・位置・深さ・規模等を踏まえて、全旋回工法で撤去する場合の概算工事費を試算しており、当該試算結果をもとに、大阪市において大阪市負担額を決定しています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	15
質問の内容	<p>解説資料(評価基準21、投資計画書)において、「地盤沈下対策費は、現時点での地盤調査内容や地質データ等に基づき、以下の対策等を建築計画に反映しています。1)建物と同程度の重量の地盤を掘削/排土し、地盤に加わる荷重を低減することによる沈下量の軽減 2)杭支持の採用による建物の沈下影響軽減」とあるが、当該記載事項の具体的内容(費用計上の根拠含む)について、説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪IRの位置する夢洲は砂層と粘土層が相互に重なる特徴的な地盤を有しており、また、埋立完了からの歴史が浅いことから、現在も沈下が継続しており、地中の砂層に挟まれた各粘土層に長期的な圧密沈下が予測されます。 • 解説資料に記載の2つの対策方針は、夢洲のような若齢の軟弱地盤における統合型リゾートのような大規模施設建設にあたり、これらの沈下の影響を極力軽減するために必要となる対策となります。以下に具体的な内容を記載します。 <p>①建物と同程度の重量の地盤を掘削/排土し、地盤に加わる荷重を低減することによる沈下量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通常、沈下のおそれのある地盤に建物を建設すると、地盤に対して新たに建物の荷重が加わり、その結果、地中の粘土層の圧密により沈下が進行することになります。 ➢ この点、かような地盤沈下による建物構造等への影響を低減しながら、大阪IRのような高層建築物を含む大規模な施設整備を行うためには、大規模な地下躯体を設けることによって、当該建物により加わる重量と地下掘削によって排土した土の重量を同程度としてバランスさせる方法(排土バランス)での地盤沈下対策が必要であり、それにより、一定程度沈下量を抑制することが可能となります。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	15
回答 (2/2)	<p>②杭支持の採用による建物の沈下影響軽減</p> <ul style="list-style-type: none">➢ IR区域の土地は、地表面から深い層まで厚く粘土層が堆積しており、かかる粘土層が長期的に沈下する状態にあることから、このような粘土層に対して、直接基礎等により建物荷重を直接載荷した場合、大規模な地盤沈下が生じることとなります。また、広大なIR区域内は、エリアによって埋立履歴等が異なることもあり、場所ごとに地盤の沈下量が異なる状態となっています。➢ かような地盤特性に対応するため、上記①の排土バランスによる地盤沈下対策に加えて、支持層以浅の沈下や不同沈下に対応するための対策が必要となります。この点、建物基礎を杭構造とし、地表面から深さ約80m付近に位置し、かつ十分な耐力を有する第二天満層(硬い地層)に支持・固定することにより、沈下量の低減を図る計画としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 上記の対策により沈下量を抑制するものの、[REDACTED] 建物の安全性を確保することを計画しています。・ 以上のような対策については、当該分野に知見のある設計会社、建設会社、専門家等を活用して検討・計画してきたところであり、一定程度、合理的と見込まれる対策費用を想定しているところではあるものの、現在、ボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところであり、当該検討結果を踏まえて、今後、詳細な対策内容の建物設計への反映及びこれに基づく対策費用を最終確定していくこととなります。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	16
質問の内容	<p>仮に、「土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策費」が今後増加した場合、それぞれについて費用を負担する者についての考え方について、説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<p>(1) 土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土壌汚染対策、液状化対策及び地中障害物撤去(以下「土地課題対策」と総称する。)に要する費用(以下「土地課題対策費用」という。)について、大阪市は、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した概算工事費等を踏まえて、想定される必要費用を算定し、令和4年(2022年)2・3月市会において限度額を788億円とする債務負担行為の議決を得たところであり、現時点において、これを超える債務の負担は想定しておらず、これが必要となる事象も生じているわけでもありません。 • なお、実施方針及び募集要項で「IR施設を整備するに当たり支障となる地中障害物及び土壌汚染等に起因して設置運営事業者の負担が増加すると見込まれる場合は、設置運営事業者の施設計画や施工計画等を踏まえ、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める額を負担するものとする。」と規定しているところ、大阪市は、土地課題対策費用すべてについて、かかる規定と同様に取り扱うこととしており、IR事業者が要した費用を無制限・無条件に負担するものではなく、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が妥当と認める額を負担するものとしています。この点、具体的なプロセスとしては、土地課題対策の実施計画に係る事前協議、並びに、大阪市の負担額認定の考え方や認定手順等を定め、大阪市の負担額の認定手続きとして、例えば、対策工事の着工の3ヶ月前までに、IR事業者に対して、設計図書、数量計算書、積算資料、工事計画図面等資料の提出を義務付け、これらを踏まえて、大阪市は予定価格の算出等の検討を行い、大阪市の負担に係る概算予定額の認定を行うこととしています。さらに、対策工事の完了後には、IR事業者に対して出来形報告書、出来高報告書等の提出を義務付け、これらを踏まえて、大阪市の最終的な負担額の認定を行うこととしています。加えて、大阪市は、土地課題対策の実施計画に係る事前協議から大阪市の負担額の認定までの一連のプロセスにおいては、土地課題対策に係るIR事業者による設計・積算、施工監理の内容のチェックについて、知見のある専門業者への外部委託を活用することで、その監理体制も強化することとしています。また、液状化対策について、大阪府・市は、令和3年12月1日に「IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置しており、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	16
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">• 以上のとおり、土地課題対策費用の負担にかかり、大阪市は、その実施内容及び費用負担の妥当性を確保し、適切に管理するための枠組み等を構築しながら、限度額の範囲内での執行となるよう適正な予算執行管理に努めていくこととしています。 <p>(2) 地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none">• 夢洲は、長期的で顕著な地盤沈下や不均質で若齢な埋立地盤といった特有の軟弱な地盤特性を有しているところですが、土地利用に際して必要となる地盤沈下対策は、IR事業者において実施(費用負担を含む。)することとしています。IR区域は現在も沈下が継続しており、長期的にも特有の地盤沈下が見込まれているところ、現在もボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところです。具体的な地盤沈下対策や対策に係る費用については、当該検討結果を踏まえて、今後確定していくこととなります。• 他方で、事業用定期借地権設定契約書(案)に記載のとおり、大阪市がIR区域の土地に使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、これらに起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合は、一定条件の下、大阪市がその費用を負担することとしています。しかしながら、現時点において、かような対応の必要が具体的に見込まれているわけではなく、また、大阪市としては、類似の地盤状態にあると考えている夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、このような事象が生じた事例は把握しておらず、IR区域の土地においても、かかる事態が生じる可能性は極めて低いと考えています。

<回答待ちの項目>

29	大阪IR株式会社の役員、オリックス株式会社の役員に係る「民間調査会社への調査結果」について
30	ピーク時交通における域内アクセスについて

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	29
質問の内容	<p>大阪IR株式会社の役員のうちエドワード・パウワーズ氏、ウィリアム・ハム氏の2名、オリックス株式会社の役員のうち井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏の4名について、添付書類の「民間調査会社への調査結果」において、調査結果が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> 民間調査会社への調査には一定の期間を要するところ、調査実施時点において、大阪府・市として、大阪IR株式会社の具体的な役員名及び出資ストラクチャーを確定的に把握しておらず、また、MGMリゾート・インターナショナルの役員でもなかったことから、エドワード・パウワーズ及びウィリアム・ハムの2名については調査対象とできていなかったものです。 同様に、オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行、羽廣潔、徳間隆二郎、李浩の4名については、調査実施後の大阪IR株式会社の設立後である令和4年1月1日付けで新たに就任した役員であったことから、調査対象とできていなかったものです。 なお、現在、上記6名についても民間調査会社での調査を実施しているところですが、民間調査会社から大阪府・市への調査報告書の提出は、令和4年8月頃となる予定です。
一部回答待ち	<p>※「民間調査会社への調査結果」については任意の提出であり、現時点では要件を満たしているものの、6名について、調査報告書の提出を待つこととし、調査報告書の結果が問題ないことを確認する。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	30
質問の内容	域内アクセスについて、既存アクセスの夢舞大橋(4車線)及び夢咲トンネルに加え、現在整備中の大阪メトロ中央線延伸や夢舞大橋の6車線化工事について、ピーク時交通においてIR区域への想定来訪者を十分処理可能か、IR区域内の駐車場整備計画を含め、具体的な説明を頂きたい。
回答	※令和4年7月22日を目途に回答させていただく予定です。
回答待ち	※回答があり次第、対応を検討する。

<再質問しない項目>

1	国際会議の用に供する室ごとの床面積について
2	国際会議場及び展示棟施設の規模について
3	送客施設の設備の規模について
4	宿泊施設の客室の床面積の数字の整合性について
5	平面図上の宿泊施設の客室タイプの区分について
6	宿泊施設の客室規模について
7	カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点におけるゲーミング区域の床面積合計について
9	IR施設の開業時期について
10	予定損益計算書における借地料の額について
12	
17	「民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類」の記載について
19	大阪府の区域整備計画の認定申請の議会議決がなされた際の議事が見受けられない件について
20	大阪市の区域整備計画の認定申請の議会議決がなされた際の議事が見受けられない件について
21	「大阪市への協議・同意依頼」の日付のずれについて
23	区域整備計画におけるIR事業者の住所について
24	関与が不適切な者を排除するために講ずる措置を記載した書面が見受けられない件について
25	区域整備計画に記載されている大阪IR株式会社の役員4名が登記事項証明書に記載が見受けられない件について
26	区域整備計画に記載されているオリックス株式会社の役員4名が登記事項証明書に記載が見受けられない件について
27	オリックス株式会社の役員8名の登記事項証明書における扱いについて
28	オリックス株式会社の役員4名が大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会に記載が見受けられない件について
31	IR事業の一体性・IR事業の根幹を成す業務について
32	IR区域北側のサポート施設等の整備・運営における扱いについて
33	IR事業者による設置運営事業以外の事業を行わないことについて
34	有害影響排除の取組におけるIR整備法に基づく取組・基づかない任意の取組の区分けについて
37	IR施設の維持管理に要する費用の額における整合性について
38	各施設の設備投資に要する費用の見込額の整合性について
40	カジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額における財務三表の整合性について
41	都道府県等が行う有害影響排除の措置の費用の見込みの具体的な説明及び十分な措置であることの根拠について

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	1
質問の内容	区域整備計画(p.4)に記載されている主として国際会議の用に供する室ごとの床面積について、各室の「1室あたり床面積」の最大値を合計すると15,576㎡となる一方、「合計」欄に記載されている最大値は15,600㎡であり、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。
回答	・ 各室の「1室あたり床面積」の最大値の合計である15,576㎡について、10の位を四捨五入し、「合計」の欄には15,600㎡と記載しています。
再質問しない。	(主として国際会議の用に供する室ごとの床面積の記載について、内容に問題がないことが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>2</p>
<p>質問の内容</p>	<p>国際会議場施設及び展示等施設の規模について、区域整備計画の要求基準1(p.4~5)において記載されている「床面積(暫定計画値)」を合計すると58,315㎡となる一方、評価基準3(p.69)に記載されている両施設の「暫定計画値」を合計すると68,330㎡となり、整合がとれていないように見受けられるため、この点について説明を頂きたい。</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 要求基準1に記載された床面積(58,315㎡)と、評価基準3に記載された床面積(68,330㎡)の差異は、算定対象範囲が異なることによるものです。 • 要求基準1の床面積(暫定計画値)は、以下を算定対象としており、①~⑤の合計が58,315㎡となります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際会議場施設 <ul style="list-style-type: none"> ①主として国際会議の用に供する室ごとの床面積(計12,960㎡)、②ホワイエ等(計17,680㎡)、③厨房及び倉庫等(計6,635㎡)。 ➢ 展示等施設 <ul style="list-style-type: none"> ④主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積(計20,000㎡)、②ホワイエ等(※国際会議場施設と共通)、③厨房及び倉庫等(※1号施設と共通)、⑤オフィススペース(コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等)(計1,040㎡) • 一方、評価基準3の床面積(暫定計画値)は、国際会議場施設では要求基準1では算入していない従業員室、パントリースペース、AV調整室及び国際会議場施設の用途に関連する機械室の面積が含まれます。また、展示等施設では、要求基準1では算入していないゴミ庫及び展示等施設の用途に関連する機械室の面積が含まれます。
<p>再質問しない。</p>	<p>(国際会議場施設及び展示等施設の規模について、要求基準1に記載された床面積と、評価基準3に記載された床面積の差異の理由が確認でき、かつ、政令要件を満たしていることが確認できたため、可とする。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
質問の内容	<p>送客施設の規模に関し、区域整備計画の要求基準1(p.8~9)において、「来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備える」と記述があり、</p> <p>①対面による情報提供及びサービスの手配のための設備の規模は、210㎡(床面積、暫定計画値)</p> <p>②待合の用に供する設備の規模は、390㎡(床面積、暫定計画値)</p> <p>とされているが、当該①及び②に係る設備の規模が適当である根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> 送客施設の規模の設定にあたっては、まず、施設内のスペースについて、①対面による情報提供及びサービスの手配のための設備を「サービス提供用のスペース」、②待合の用に供する設備を「利用者が滞留するスペース」と区分した上で、必要な面積等を設定しています。 ショーケース機能(約400㎡)については、一般的なミュージアム及び観光案内施設を参考に、映像型ショーケースとその他のショーケースそれぞれについて、末尾の表に記載のとおり、①と②の割合を設定し、各面積を算出しました。 コンシェルジュ機能に係る設備の規模は、評価基準9の解説資料(解説-評価9-2)に記載のとおり、送客施設の利用者数に対応するために必要な面積を■■■■と試算しています。暫定計画値200㎡は当該試算■■■■に対して■■■■の水準であり、十分な規模を有しています。 その上で、旅行会社の知見を参考に対面型コンシェルジュとAIコンシェルジュそれぞれについて、末尾の表に記載のとおり、①と②の割合を設定し、面積を算出しました。なお、対面型コンシェルジュは1組あたりの利用者が多く、利用時間が長くなることが想定されることから、AIコンシェルジュよりも②の面積を広く設定しています。 大阪IRにおいては、ショーケース、コンシェルジュともに、試算した利用者数に対して、待ち時間が発生することのないよう、十分な面積を確保する想定です。 なお、送客施設では、十分な面積を確保することに加えて、混雑状況の案内や事前予約制とする等、利用者の待ち時間が発生しないように運用を工夫する想定です。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3				
回答 (2/2)	【①と②の面積割合の設定】				
		規模 (床面積)	①と②の 面積割合 (① : ②)	①対面による情報 提供及びサービス の手配のための設 備の規模(床面積)	②待合の用に供す る設備の規模 (床面積)
	[Redacted]				
	ショーケース機能合計	400 m ²	—	100 m ²	300 m ²
	[Redacted]				
コンシェルジュ機能合計	200 m ²	—	110 m ²	90 m ²	
合計 (その他除く)	600 m ²	—	210 m ²	390 m ²	

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
再質問しない。	(※コンシェルジュ機能については、利用者の特性・需要を踏まえつつ検討されていることがうかがえ、その過程に明らかな疑義もないことから、政令要件である「利用者の需要を満たすことができる適切な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適切な規模の待合いの用に供する設備を有すること」が確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	4
質問の内容	<p>客室ごとの床面積について、区域整備計画(p.12)に記載されている客室タイプの「スタンダード」、「スイート」、「ラグジュアリー」の区分別の床面積と、区域整備計画(p.13)に記載されている「スイート客室」の床面積の関係性が不明瞭なため、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • p.13の表「(3)スイートルームの床面積・割合」の対象となるスイート客室は、p.12の表「(2)客室ごとの床面積」に記載している客室タイプのうち、「スイート」及び「ラグジュアリー」が該当します。 • その結果、p.13の表の「MGM大阪」の“最低客室床面積約70～85㎡”は、p.12の表の「MGM大阪」の「スイート」タイプの床面積と一致し、p.13の表の「MGM大阪ヴィラ」の“最低客室床面積約400～490㎡”はp.12の表の「MGM大阪ヴィラ」の「ラグジュアリー」タイプの床面積と一致、p.13の表の「MUSUBIホテル」の“最低客室床面積約65～85㎡”は、p.12の表の「MUSUBIホテル」の「スイート」タイプの床面積と一致することとなります。 • なお、p.13の表「平均客室床面積」はホテルごとのスイート客室全体の平均値であるため、「最低客室床面積」よりも大きな値となっています。また、p.12の表は代表的な客室タイプを記載しているところ、MGM大阪ヴィラについては、いくつか大規模な特別客室も計画していることから、p.12の表の“床面積約400～490㎡”よりもp.13の表の“平均客室床面積約440～545㎡”の方が大きな値となっています。
再質問しない。	(宿泊施設の客室の床面積の数字の整合性について確認できた。)

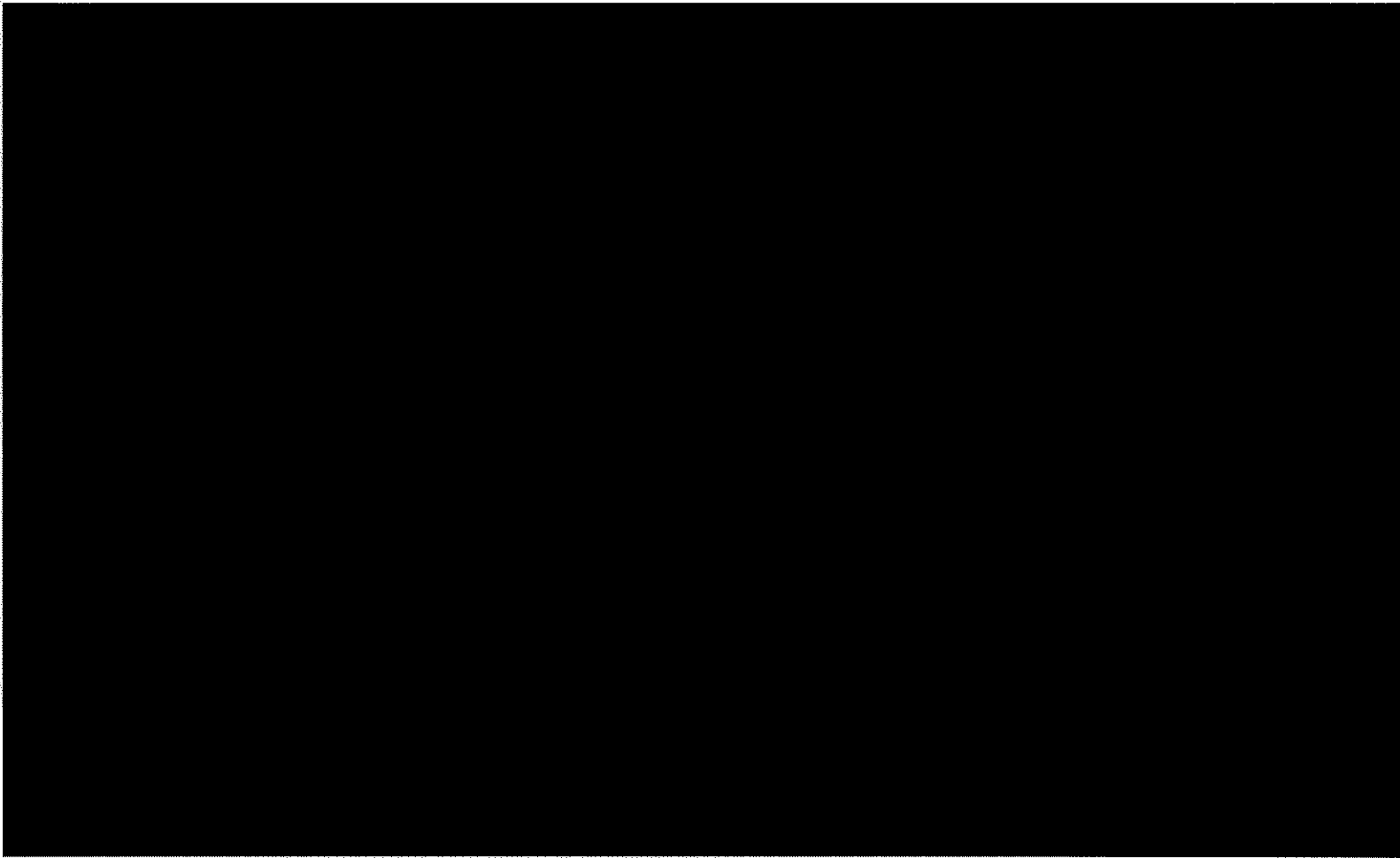
第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	5
質問の内容	<p>添付書類の「平面図」上、「スタンダード」、「スイート」、「ラグジュアリー」の区分の別が不明瞭なため、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • どのフロアのどの位置に、どの客室タイプを配置するかといったフロア内の詳細配置は、眺望、附帯施設の配置、動線、施設運営等の観点も踏まえて、基本設計・詳細設計の段階において、具体的な検討を行うこととなるため、現時点で「平面図」上に明記することは難しいと考えています。 • なお、基本的な考え方としては、IR区域の中心部の位置する「結びの庭」などを見渡せる上層階などの眺望の良い場所や、ラウンジなどの附帯施設へアクセスしやすい場所に「スイート」や「ラグジュアリー」タイプの客室を計画し、その他の場所に「スタンダード」タイプの客室を計画します。 • 今後の検討の中で、ビジネス・ファミリー・長期滞在など宿泊者の目的や属性に応じた客室タイプの更なる詳細も検討していきます。
再質問しない。	<p>(添付書類の「平面図」における客室の記載に係る基本的な考え方について、確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6																																																									
質問の内容	<p>宿泊施設に関し、区域整備計画の要求基準1(p.11)において、「最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30㎡以上、スイートルームは概ね65㎡以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。」と記述があるが、これらの事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>																																																									
回答 (1/4)	<p>最低客室面積30㎡以上、65㎡以上の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 30㎡以上、65㎡以上は、それぞれの客室タイプにおける最小規模の客室の下限を示しており、実際の客室面積の規模は、区域整備計画の評価基準10(p.96)に記載のとおりです。 <p>《評価基準 10 抜粋》</p> <p>1. 宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員</p> <p>(1) 客室ごとの床面積及び収容人員</p> <table border="1" data-bbox="468 1013 1848 1422"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客室タイプ※1</th> <th colspan="2">MGM大阪</th> <th colspan="3">MGM大阪ヴィラ</th> <th colspan="3">MUSUBIホテル</th> </tr> <tr> <th>床面積 (㎡)</th> <th>収容人員※2(人)</th> <th>床面積 (㎡)</th> <th colspan="2">収容人員※2(人)</th> <th>床面積 (㎡)</th> <th colspan="2">収容人員※2(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタンダード</td> <td>約45～60</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約30～45</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>スイート</td> <td>約70～85</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約65～85</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ラグジュアリー</td> <td>約185～230</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>約400～490</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>約100～125</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>約65～85</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約440～545</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約35～50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 代表的な客室タイプを記載 ※2 左欄は利用シーン収容人員、右欄は消防法収容人員</p>	客室タイプ※1	MGM大阪		MGM大阪ヴィラ			MUSUBIホテル			床面積 (㎡)	収容人員※2(人)	床面積 (㎡)	収容人員※2(人)		床面積 (㎡)	収容人員※2(人)		スタンダード	約45～60	4	4	-	-	-	約30～45	4	4	スイート	約70～85	6	6	-	-	-	約65～85	4	4	ラグジュアリー	約185～230	6	6	約400～490	8	8	約100～125	4	4	平均	約65～85	-	-	約440～545	-	-	約35～50	-	-
客室タイプ※1	MGM大阪		MGM大阪ヴィラ			MUSUBIホテル																																																				
	床面積 (㎡)	収容人員※2(人)	床面積 (㎡)	収容人員※2(人)		床面積 (㎡)	収容人員※2(人)																																																			
スタンダード	約45～60	4	4	-	-	-	約30～45	4	4																																																	
スイート	約70～85	6	6	-	-	-	約65～85	4	4																																																	
ラグジュアリー	約185～230	6	6	約400～490	8	8	約100～125	4	4																																																	
平均	約65～85	-	-	約440～545	-	-	約35～50	-	-																																																	

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6
回答 (2/4)	<ul style="list-style-type: none">これらの客室規模は、評価基準の解説資料(評価 10-1_「宿泊施設の競争力確保の考え方」)で示しているとおり、大阪IRの宿泊施設がベンチマークとした世界基準の外資系ホテルや高級ホテル、大阪市内のホテルと比べて十分な広さを備え、客室単価についても、多様な顧客を受け入れられる設定となっています。 <p>《解説資料-評価 10-1 抜粋》</p> 

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6									
回答 (3/4)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の宿泊施設は、IRを含む世界各国の宿泊施設と比較して1室あたりの客室面積が狭く、特に大阪は低価格帯のビジネスホテルが多く、多様な宿泊需要に対応できていないことが課題と考えています。これに対して、<u>大阪IRのスタンダードルームは、最小規模(概ね30㎡以上)でも十分な広さを備え、MICE参加者、ファミリー、カップル、及び長期滞在者などの多様化する宿泊需要に対応するために十分なキャパシティを確保しています。(客室タイプ・客室デザイン等の詳細については今後の設計プロセスの中で決定されます。)</u> なお、MGM大阪の客室面積の全体平均、MUSUBIホテルのスイートタイプの客室面積の平均はともに65㎡を超え、下表に示す国内及び諸外国の国際的なホテルと比べ、遜色ない規模を有しており、国内外の富裕層の宿泊ニーズにも対応できると考えています。 <p>《国外 I R 施設の客室面積の例》</p> <table border="1" data-bbox="479 719 1839 1190"> <thead> <tr> <th data-bbox="479 719 763 786">客室タイプ</th> <th data-bbox="763 719 1529 786">ホテル</th> <th data-bbox="1529 719 1839 786">客室床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="479 786 763 1123">スタンダード</td> <td data-bbox="763 786 1529 1123"></td> <td data-bbox="1529 786 1839 1123"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="479 1123 763 1190">スイート</td> <td data-bbox="763 1123 1529 1190"></td> <td data-bbox="1529 1123 1839 1190"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【出所：MGMリゾート・インターナショナル内部情報、特定複合観光施設区域整備推進会議資料】</p>	客室タイプ	ホテル	客室床面積	スタンダード			スイート		
客室タイプ	ホテル	客室床面積								
スタンダード										
スイート										

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6
回答 (4/4)	<p><u>スイートルーム割合(20%以上)の考え方について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ資料(H30.12.4)</u>でも提示されているとおり、諸外国の宿泊施設の中では、IRの宿泊施設におけるスイートルーム割合が最も高く約20%となっています。また、世界的なMICE開催地であるラスベガスのIRに併設されるホテルにおけるスイートルーム比率は概ね15～20%程度です。 • 日本においても、観光需要が成熟するにつれ、観光客の滞在長期化や消費単価上昇が期待され、スイートルームでの滞在ニーズも増加すると予想されます。上記の諸外国の事例をベンチマークとして、大阪IRでも約20%以上をスイートルームとする事により、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現に貢献できると考えています。 • 以上のとおり、これらの規模は、国内外の宿泊施設の客室の実情や、利用者の需要の高度化及び多様化を考慮した上で、適切なものとなっていると考えます。
再質問しない。	<p>(特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ資料(H30.12.4)に係る記載をもって、「スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。」との記述が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであることが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
質問の内容	<p>その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設のうち、「その他リテール」、「飲食施設」、「駐車場」及び「共通バックヤード」について、添付書類の「工程表」において工区ごとの工事工程の記載が見当たらず、カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、ゲーミング区域の床面積の合計が、特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号)第6条に規定する面積を超えないものであることが確認できないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • 解説資料として提出した工区毎の工程表では、1～8の各工区に建設される施設のうち、代表的な施設のみを「工区内の主な施設」の欄に記載していますが、「その他リテール」、「飲食施設」、「駐車場」及び「共通バックヤード」(以下、併せて「その他施設」という。)についても、それらが立地する工区のスケジュールに沿って建設工事を行い、カジノ施設を含むIR施設の開業時に併せて開業する予定です。 • 「その他施設」がそれぞれどの工区に該当するかを以下に記載します。なお、「その他施設」はいずれも、複数の工区に分散して配置されます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「その他リテール」 ⇒ 工区4、6及び7に配置 ➢ 「飲食施設」 ⇒ 工区1、3、4及び6に配置 ➢ 「駐車場」 ⇒ 工区1、3、4及び6に配置 ➢ 「共通バックヤード」 ⇒ 工区1、3、4、5、6、7及び8に配置
再質問しない。	<p>(カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、ゲーミング区域の床面積の合計が、特定複合観光施設区域整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものであることが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	9
質問の内容	IR施設の開業時期について、区域整備計画の要求基準1(p.3)においては「2029年秋～冬頃」と記載されている一方、要求基準4(p.17)においては「認定区域整備計画第8期(2030年3月期)」と記載されていることから、これらの関係性について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">IR施設の開業時期については、2022年秋頃に区域整備計画が認定されることを前提に、2029年秋～冬頃を想定しているところ、IR事業者は、定款において事業年度を毎年3月31日までの12か月としていることから、区域整備計画の認定後、2023年3月31日までの期間を第1期と想定しています。以降、2023年4月1日から2024年3月31日が第2期、2024年4月1日から2025年3月31日が第3期、2029年4月1日から2030年3月31日が第8期となります。かような前提下において、要求基準1に記載した「2029年秋～冬頃」は、2029年4月1日から2030年3月31日の期間内(第8期)に該当することから、「認定区域整備計画第8期(2030年3月期)」と記載したものです。
再質問しない。	(IR施設の開業時期に係る記載について、整合性が確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	10
質問の内容	添付書類の「予定損益計算書」に記載されている「借地料」の額について、「2023/3月期」から「2030/3月期」まで、年ごとに増減が見受けられることから、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">建設期間中の借地料に関しては、資材置き場等の利用の有無により賃借する場所や面積が異なることにより、変動が生じているものです。
再質問しない。	(添付書類の「予定損益計算書」に記載されている「借地料」の額について、年ごとの増減の理由が合理的なものであることが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>12</p>
<p>質問の内容</p>	<p>令和4年5月31日付けIR推第1108号で回答のあった質問番号3への回答において、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からの回答として、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>仮に融資を受けられないことがあるのであれば、融資を受けられなかった場合の対応について、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答 (1/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行が「融資確約書」に記載した [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] • [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] • [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] <p>[REDACTED]このような認識のもと、大阪府・市及びIR事業者は、IR事業実現に向けた強い意志をもって本事業に取り組んでいます。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	12
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">• 他方で、IR事業者としては、本件のような大規模な開発プロジェクトの実行のためには、金融機関からのプロジェクトファイナンスを得られることが不可欠であり、基本協定第19条第4項(3)において、「融資契約の締結を合理的に確実とするコミットメントレターを設置運営事業のための融資を行う金融機関から取得できていること、かつ、当該金融機関との間で締結する融資契約に基づく融資の実行が受けられると合理的に見込まれること」と規定しており、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行から、融資を受けられる、あるいは融資を受けられることが合理的に見込まれる場合に、IR事業の実行が可能になります。• なお、仮に、融資契約の締結予定時期において、XXXXXXXXXXが充足していない場合でも、大阪府・市及びIR事業者は、「融資確約書」のXXXXXXXXXXに従って、融資契約が締結できるよう、金融機関との間で最大限協議を進めていく所存です。
再質問しない。	(融資契約の条件が詳細に設定される中、IR事業の実現に向け金融機関の最大限のコミットが確保されていることが確認できたため、資金調達の見込みとしては確実なものであることが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	17
質問の内容	添付書類の「民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするために参考となるべき事項を記載した書類」について、大阪府から発出された協議文は令和3年9月22日付けである一方、大阪市から発出された回答文には「令和3年9月21日付けIR推第1248号により協議の依頼があった件について…」と記載されており、日付が1日ずれていることから、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪市が発出した回答文の記載に誤りがあり、「令和3年9月22日付けIR推第1248号により協議の依頼があった件について」が正しい記載となります。
再質問しない。	(内容について確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	19
質問の内容	添付書類の「大阪府議会令和4年2月定例会 第66号議案 特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」について、議会議決がされた際の議事が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">「大阪府議会令和4年2月定例会第66号議案特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」に係る採決が行われた際には、特段の質疑が行われなかったことから、議事を添付しなかったものです。当該採決にかかる議事については、別紙「大阪府議会令和4年2月定例会議事(採決)」を参照ください。
再質問しない。	(別紙により議会議決がされた際の議事が確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	20
質問の内容	<p>添付書類の「大阪市会令和4年2・3月定例会 議案第80号 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について(議案)」において、同意に係る議会議決がされた際の議事の記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • 「大阪市会令和4年2・3月定例会議案第80号大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について(議案)」に係る採決が行われた際には、特段の質疑が行われなかったことから、議事を添付しなかったものです。 • 当該採決にかかる議事については、別紙「大阪市会令和4年2・3月定例会議事(採決)」を参照ください。
再質問しない。	(別紙により同意に係る議会議決がされた際の議事が確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	21
質問の内容	<p>添付書類の「大阪市への協議・同意依頼」について、当該文書の日付は令和4年2月4日付けであるのに対し、当該文書の別紙「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の日付は令和4年2月16日となっている。「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を令和4年2月16日付けとしていた意図について、説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none">「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の公表を令和4年2月16日付けで予定していたことから、当該予定日付を記載し、大阪市に協議・同意依頼を行ったものです。
再質問しない。	<p>(添付書類の「大阪市への協議・同意依頼」の別紙「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の日付の記載について、問題ないことが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	23
質問の内容	IR事業者の住所について、区域整備計画の要求基準8(p.24)においては「大阪府大阪市」と記述されている一方、添付書類の「履歴事項全部証明書」においては「大阪市北区中之島三丁目3番23号」と記載されており、記載内容が異なるものと見受けられるため、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">区域整備計画の要求基準8(p.24)記載の「大阪府大阪市」と、添付書類の「履歴事項全部証明書」記載の「大阪市北区中之島三丁目3番23号」は同一の住所を意味しています。
再質問しない。	(区域整備計画に記載されているIR事業者の住所について、問題ないことが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	24
質問の内容	<p>添付書類の「設置運営事業等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」については添付が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • IR事業者は、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携して、反社会的勢力の排除を徹底し、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むことを基本方針とします。 • 設置運営事業等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するため、行動指針・各種行為準則等の作成、暴力団員等に係るデータベースの作成・維持管理、IR施設の建設、物品調達等に係る契約締結先が十分な社会的信用を有する者であること等の確認、役員及び株主又は出資者になろうとする者の候補者に暴力団員等が含まれないこと等の確認、従業員が十分な社会的信用を有するものであること等の確認や行動規範に関する研修の実施などの措置を講じます。 • これらの内容については、区域整備計画の要求基準8③1.(p.24-25)に記載したものと同様であるため、添付書類として、重ねての提出は行わなかったものです。
再質問しない。	<p>(添付書類の「設置運営事業等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」については添付が見受けられなかった点について理由に問題ないことが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	25
質問の内容	区域整備計画の要求基準8(p.24)に記載されている大阪IR株式会社の役員のうち、ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル氏、ウィリアム・ハム氏、入江修二氏、深谷敏成氏の4名について、添付書類の「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」においては、記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。
回答	・ ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル、ウィリアム・ハム、入江修二、深谷敏成の4名は、区域整備計画の認定後に、大阪IR株式会社の役員に就任する予定であることから、認定申請時に提出した添付書類の「登記事項証明書」には記載がなされていないものです。
再質問しない。	(区域整備計画に記載されている大阪IR株式会社の役員のうち、ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル氏、ウィリアム・ハム氏、入江修二氏、深谷敏成氏の4名について、添付書類の「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」においては、記載が見受けられなかった点について、問題ないことが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	26
質問の内容	<p>区域整備計画の要求基準8(p.25～26)に記載されているオリックス株式会社(IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者)の役員のうち、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の4名について、添付書類の「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」においては、記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> 山科裕子、上谷内祐二、似内隆晃、細川展久の4名は、グループ執行役員となります。 オリックス株式会社は、指名委員会等設置会社制度を採用し、執行役を置いており、添付書類の「登記事項証明書」には、執行役を記載しています。他方、グループ執行役員については会社法上の執行役に該当しないため、「登記事項証明書」には記載していないものです。
再質問しない。	<p>(区域整備計画に記載されているオリックス株式会社(IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者)の役員のうち、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の4名について、添付書類の「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」において、記載が見受けられなかった点について、問題ないことが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	27
質問の内容	<p>添付書類の「設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者に関する書面」における「オリックス株式会社の役員の氏名及び住所」において記載のある、井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の8名については、オリックス株式会社の添付書類の「登記事項証明書」に記載の「役員に関する事項」によれば、大阪IR株式会社の設立時(令和3年12月23日)においては、役員でなかったと見受けられるが、その理解でよろしいか説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> 井戸洋行、羽廣潔、徳間隆二郎、李浩の4名については、ご理解のとおりです。当該4名は、大阪IR株式会社の設立後の令和4年1月1日付けでオリックス株式会社の役員(執行役)に就任しました。 他方、山科裕子、上谷内祐二、似内隆晃、細川展久の4名については、グループ執行役員であり、執行役に該当しないため、「登記事項証明書」には記載していないものです。(質問番号26の回答参照)
再質問しない。	<p>(添付書類の「設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者に関する書面」における「オリックス株式会社の役員の氏名及び住所」において記載のある、井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏、山科裕子氏、上谷内祐二氏、似内隆晃氏、細川展久氏の8名について、添付書類の「登記事項証明書」に記載がない理由が確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	28
質問の内容	<p>オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行氏、羽廣潔氏、徳間隆二郎氏、李浩氏の4名について、添付書類の「大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会(大阪府警本部からの回答)」において、記載が見受けられなかったことから、この点について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none">• オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行、羽廣潔、徳間隆二郎、李浩の4名については、オリックス株式会社についての大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会の実施後に新たに就任した役員であったことから、調査対象とできていなかったものです。• 当該4名については、改めて、大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会を実施していますので、別紙「暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会について(令和4年6月17日付け)」及び別紙「大阪府暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答について(令和4年6月21日付け)」を参照ください。
再質問しない。	<p>(オリックス株式会社の役員のうち、井戸洋行、羽廣潔、徳間隆二郎、李浩の4名について、問題ないことが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	31
質問の内容	<p>基本方針において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カジノ事業を含むIR事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するためIR事業は一体性が求められる。」 ・「一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、…、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。」 <p>と規定しているところ。</p> <p>この点、令和4年5月31日付けIR推第1108号の回答のうち質問番号8への回答(以下「前回回答」という。)においては、「大阪IRの事業運営形態の基本的な考え方は、大阪IRの主要施設については、一体性が確保されたIR事業者である大阪IR株式会社が直接運営し、他方、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から業務委託先等を活用する場面においては、当該業務委託先等との間の契約上の各規定を通して、当該業務委託先等による業務執行等をモニタリングすることでコントロールするというものです。」という記述が見受けられたところ、以下2点に関し、説明を頂きたい。</p> <p>①IR事業の一体性を確認するため、前回回答において記載のあった、直接運営の対象となる大阪IRの主要施設の内容について、どの業務を直接運営とし、どの業務を業務委託とするのか、具体的にお示しいただきたい。</p> <p>その際、前回回答における「主要施設を直接運営」という旨の記載は、IR事業の根幹を成す業務についてはIR事業者が直接経営するという理解でよいか、併せて説明を頂きたい。</p> <p>②仮に、IR事業の根幹を成す業務について業務委託を行う場合は、その業務委託先の確保が困難になった場合の対応について、説明を頂きたい。</p>
回答 (1/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回回答の「主要施設を直接運営」とは、大阪IR株式会社がIR事業の根幹を成す業務を直接経営するという意味であり、ご理解に相違ありません。 ・ <u>IR事業の根幹を成す業務の業務委託は考えておらず、パートナー企業のIR事業への参画は、主要施設の運営を補完するものとして、次のとおり想定しています。</u> <p><1号施設及び2号施設 国際会議場施設及び展示等施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IRのMICE施設に関して、PCOや旅行会社は、セールス活動をサポートするパートナーに過ぎません。 ・ 施設の清掃、音響調整等の一部業務については、外部委託を活用する可能性があります。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	31
回答 (2/3)	<p><3号施設 魅力増進施設></p> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者が作成したコンセプトに基づき、コンテンツ制作及びイベント等の開催について、業務委託等を行う予定です。また、舞台・音響・照明・映像等の設備、機材の管理・調整等の専門性を有する業務について、委託を行う予定です。 <p><4号施設 送客施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 観光情報の収集、観光コンテンツ(旅行商品)の組成、来訪者への提案・手配等、観光分野の専門性が必要な業務については、旅行会社への業務委託や同社からの人材受入を想定しています。 また、ショーケース機能及びコンシェルジュ機能で活用するICTやデバイスの導入・保守等について、テクノロジー企業への業務委託を予定しています。 <p><5号施設 宿泊施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の附帯施設のうち、一部の飲食施設や物販施設、スパ施設等について、第三者へのリースや運営委託を導入する予定です。 <p><6号施設 エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設></p> <p>➤ エンターテイメント施設</p> <ul style="list-style-type: none"> エンターテイメント・コンテンツの制作やアーティストの誘致は、公演の短期・長期(例えば、 のコンサートや長期公演のショー)を問わず、IR事業者と公演契約を締結している第三者の興行主から提供されますが、上演するコンテンツはIR事業者が決定します。 また、舞台関連設備・機材の管理等の専門性を要する業務については、業務委託を予定しています。 <p>➤ 飲食施設・物販施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部飲食施設の店舗コンセプト策定やメニュー監修等について外部委託を想定しています。 また、運営委託契約に基づいて店舗を運営する委託先や、リース方式を採用する場合のテナントは、IR事業の根幹を成すものではなく、別の委託先あるいはテナントによって容易に代替され得るものです。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	31
回答 (3/3)	<ul style="list-style-type: none">• IR事業者である大阪IR株式会社が、IRにおけるすべての活動の監督と管理について一切の責任を負うこととなります。海外の他の地域のIRもこのような形で運営されています。• 業務委託先は、いずれもIR事業の根幹を成す業務を請け負うものではありませんが、万一確保が困難な場合には、代替となる委託先を新たに選定します。なお、IR事業はパートナー企業にとって非常に魅力的であり、優良な委託先を確保することは決して難しいことではありません。
再質問しない。	(IR事業の根幹を成す業務についてはIR事業者が直接経営することが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	32
質問の内容	<p>区域整備計画の要求基準13(p.33)において、IR区域北側の臨港緑地におけるサポート施設(給油施設・シェルター等)の整備・運営や、関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営について、主としてIR事業のために行うものであるか、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • IR区域北側の臨港緑地におけるサポート施設(給油施設・シェルター等)の整備・運営や、関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営については、以下のとおり、主としてIR事業のために行うものとなります。 ＜臨港緑地における給油施設＞ • IR区域北側護岸に整備する係留施設に発着する船舶(大阪IRへの来訪者が利用する船舶)への燃料補給を目的に設置を予定しているものです。 ＜臨港緑地におけるシェルター等＞ • シェルターについては、大阪IRへの来訪者が雨天時でも快適にフェリーターミナルと係留施設の間を移動出来るようにすることを目的に設置を予定しているものです。 • また、臨港緑地内には、IR区域北側護岸に整備する係留施設の運営に必要な係員詰所等の設置も予定しています。 ＜関西国際空港におけるポートターミナル＞ • IR区域(夢洲)への海上アクセスの強化によって大阪IRへの来訪者の利便性を向上させることを目的に、その要所となる関西国際空港のポートターミナルの再整備を予定しているものです。なお、当該ポートターミナルからの船舶就航路線は、就航本数・送客規模ともにIR区域(夢洲)が主となる計画を想定しています。
再質問しない。	<p>(IR区域北側の臨港緑地におけるサポート施設(給油施設・シェルター等)の整備・運営や、関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営について、主としてIR事業のために行うものであることが確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	33
質問の内容	区域整備計画の要求基準13(p.34)及び添付書類のIR事業者の「定款」及び「登記事項証明書」において、目的欄にIR事業に附帯又は「関連する一切の」事業と記載されているが、IR整備法第2条第3項で規定する設置運営事業以外の事業は行わないという理解でよいか、この点について説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">• ご理解のとおりです。• IR事業者は、IR整備法第2条第3項に規定する「設置運営事業」として、①「特定複合観光施設を設置し、及び運営する事業」及び②「前号に掲げる事業に附帯する事業」のみを行います。
再質問しない。	(IR事業者がIR整備法第2条第3項で規定する設置運営事業以外の事業は行わないことが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	34
質問の内容	<p>添付書類のIR事業者の「誓約書」において、「特定複合観光施設区域整備法その他の法令の規定を遵守する」旨が記載されていることを踏まえ、IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、IR整備法令に基づく取組と、IR整備法令に基づかない任意の取組であることがわかるよう、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/3)	<ul style="list-style-type: none"> • IR事業者は、IR整備法、関係政省令、基本方針及びカジノ管理委員会規則等(以下「IR整備法令等」という。)に従い、有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を確実に実施します。 • 区域整備計画に記載しているIR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容については、すべてIR整備法令に基づくものと考えていますが、その中でもIR事業者として任意に取り組むものと考えている主な取組みは、以下のとおりです。 • カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ギャンブル等依存症防止のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ◇視認に加え、最先端のカメラシステムや顔認証システムなどのICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努めます。 ◇本人申告によるカジノでの賭け金額と滞在時間の上限を設定できるプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入します。 ◇MGMIにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム(健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム)を、日本の文化や習慣等に合わせて適宜改編し、導入します。 ◇カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外のIR施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置します。相談施設には、インフォメーションセンター(サービスブース)を設置し、ゲーミングのリスクやギャンブルについて正しく理解するための情報等を提供することとし、周囲の顧客に相談内容を聞かれない場合やより深刻な相談に対応できるよう、インフォメーションセンターとは別にサービスルームを設置して利用者がアドバイザーに対してギャンブルに関する問題等を直接相談できるようにします。 ◇多様な分野で活躍する専門家を委員として招聘して、IR事業者から独立したギャンブル等依存症対策委員会を提言機関として創設し、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受けます。 ◇大阪におけるギャンブル等依存症に係る専門人材の育成への協力のため、地方自治体の依存症対策担当者や研究者等を対象とした、カジノ施設でのインターンシップを実施します。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	34
<p>回答 (2/3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 治安・地域風俗環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自主警備のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、IR区域内にサブセンターを準備します。 ◇IR区域内で開催されるイベントの内容等を精査し、警備計画を策定するほか、イベント終了時には、分散退場等による混雑緩和を図ります。 ◇警備員が犯罪行為等を確認した場合は、スマートデバイス等の情報機器を通じて、総合防災センターへ現場の状況を正確に共有します。 ◇被害状況に応じて、総合防災センター内に緊急対策本部を設置し、対応を行います。 ◇館内放送やデジタルサイネージにより情報共有、誘導を行い、パニックや二次被害を回避します。 ◇外国語にも対応できる警備員の雇用や継続的な語学教育のほか、翻訳機や多言語案内表示等の整備により、訪日外国人旅行者に対する対応力を拡充します。 ➤ 治安維持のための防犯カメラの設置 <ul style="list-style-type: none"> ◇総合防災センターにおいて、IR区域周辺を含めた監視を実施します。 ◇特に、カジノ施設及びその周辺においては、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行います。 ➤ マネー・ローンダリング防止のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ◇MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築します。 ➤ 防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウト設計 <ul style="list-style-type: none"> ◇車両突入防止対策として、車両の入場口付近にゲート等を設置するとともに、不審車両のチェックを実施します。 ◇来場するVIPの安全な施設利用のため、予め一般来訪者とは別のプライベートチェックインが可能なVIP動線を設置します。 ◇手荷物検査や金属探知機によるスクリーニング実施に備え、適切な歩行者動線と十分なスペースを確保します。 ◇監視性を確保し、爆発物を含めた危険物等の発見を容易にするため、ゴミ箱は人通りの多い場所に、運営上必要最小限の範囲で設置します。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	34
回答 (3/3)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備<ul style="list-style-type: none">◇ 苦情処理管理システムの導入等の体制を整備します。▶ 青少年の健全育成<ul style="list-style-type: none">◇ 青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況やパターン等の把握に努め、IR区域内の巡回ポイントに反映するほか、警察、自治体等と連携を図りながら、IR区域周辺(夢洲内)においてもパトロール等を推進します。
再質問しない。	(基本方針で例示されている措置については全て記載されていることから、基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっていることが確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	37			
質問の内容	<p>区域整備計画(p.40)に記載された「IR施設の維持管理に要する費用の額」について、添付書類「予定損益計算書」に記載の「営業費用」のうち「運営費」・「その他の事業共通費」や、添付書類「根拠を記載した書類(予定損益計算書)」に記載の各施設の「営業費用」のうち「その他オペレーション費用(減価償却費を除く)」に含まれると見受けられるところ、これら添付書類上での数字の整合性について説明を頂きたい。</p>			
回答 (1/2)	<p>・ 区域整備計画のP.40に記載した維持管理に要する費用の見込み額は、ご指摘のとおり、添付書類『予定損益計算書』の「運営費」「その他の事業共通費」、添付書類『根拠を記載した書類(予定損益計算書)』の各施設の「その他オペレーション費用(減価償却費を除く)」及び「その他」の「人件費(以下の項目を除く)」「その他」に含まれています。</p>			
	区域整備計画の金額	添付書類『根拠を記載した書類(予定損益計算書)』の項目と金額(区域整備計画の金額はそれぞれ内数となる)		
	カジノ施設	2 億円	カジノ施設 -その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
	1号:国際会議場施設	0 億円	国際会議場施設・展示等施設 -その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
	2号:展示等施設	0 億円	-その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
	3号:魅力増進施設	0 億円	魅力増進施設 -その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
	4号:送客施設	-		
	5号:宿泊施設	0 億円	宿泊施設 -その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
	6号:来訪滞在促進施設	1 億円	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 -その他オペレーション費用(減価償却費を除く)	
事業共通施設	61 億円	その他 -人件費(以下の項目を除く) その他 -その他		

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	37
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> • 添付書類のそれぞれの項目には、IR施設の維持管理に要する費用の額以外のものも含まれているため、区域整備計画P.40の金額より大きな金額となっておりますが、金額は整合しています。 • なお、添付書類(添付-要求4-13)「根拠を記載した書類(予定損益計算書)」の「その他-その他」については、一部集計が正確に記載されていない箇所が判明したことから、正確な集計値については別紙「根拠を記載した書類(予定損益計算書)」を参照ください。その場合、※に記した「その他-その他」は [REDACTED] ではなく [REDACTED] となります。
再質問しない。	(区域整備計画(p.40)に記載された「IR施設の維持管理に要する費用の額」について、添付書類「予定損益計算書」及び「根拠を記載した書類(予定損益計算書)」に記載されている数字の整合性が確認できた。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	38
質問の内容	<p>区域整備計画(p.40～41)に記載されたIR施設の年当たり設備投資に要する費用の見込み額について、添付書類の「予定キャッシュフロー計算書」のうち「設備投資」や、添付書類の「根拠を記載した書類(予定キャッシュフロー計算書)」のうち各施設の「設備投資」に含まれると見受けられるところ、これら添付書類上での数字の整合性について説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> • 区域整備計画のP.40及びP.41に記載された設備投資に要する費用の見込み額は、ご指摘のとおり、添付書類『予定キャッシュフロー計算書』及び『根拠を記載した書類(予定キャッシュフロー計算書)』の「投資活動によるキャッシュ・フロー」に含まれる「設備投資」の金額となっています。 • 開業1年目は期中開業のため、建設関連投資が「設備投資」に含まれていることから、P.40の資本的支出と添付資料の「設備投資」の金額は一致しないものとなっています(区域整備計画開業1年目10億円、添付書類開業1年目■■■■)。すなわち、区域整備計画の金額は、添付書類の金額の内数となっています。 • なお、開業2年目・3年目は、ともに通期の算定となることから、区域整備計画と添付書類の「設備投資」の金額は一致しています(区域整備計画開業2年目■■■■・開業3年目27億円、添付書類開業2年目■■■■・開業3年目■■■■)。
再質問しない。	<p>(区域整備計画に記載されたIR施設の年当たり設備投資に要する費用の見込み額について、添付書類の「予定キャッシュフロー計算書」や「根拠を記載した書類(予定キャッシュフロー計算書)」に記載された数字との整合性を確認できた。)</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	40
質問の内容	区域整備計画(p.43)において、「上記①②に記載したカジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、収支計画及び資金計画に整合的に反映している」と記載されている。この点に関し、下記の事項について添付書類の「予定貸借対照表」、「予定損益計算書」、「予定キャッシュフロー計算書」及び「これらの根拠を記載した書類」からその整合性が確認できなかったことから、それぞれの事項について具体的な説明を頂きたい。
回答	・ 質問番号37、38、39の回答をご確認ください。
再質問しない。	(質問番号37、38、39において対応することとしたい。)

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>41</p>
<p>質問の内容</p>	<p>都道府県等が行うカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明を頂きたい。</p>
<p>回答 (1/3)</p>	<p>(1) 治安・地域風俗環境対策 <費用計上の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「費用計上の考え方(治安・地域風俗環境対策)」のとおり。 <p><十分な予算措置であることを示す根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治安・地域風俗環境対策のコストについては、現時点において、夢洲への警察署設置等のイニシャルコストとして約71億円、増員する警察職員の人件費等のランニングコストとして約33億円を見込んでおり、区域整備計画には「費用の見込み: 先行準備約71億円、開業後約33億円/年」と記載しています。 ・ 具体的には、IR開業に伴い国内外から多くの旅行者(開業3年目期で約1,987万人を見込む。)が来訪することを踏まえ、犯罪の発生対策等に万全を尽くす必要があることから、夢洲内に警察署等の警察施設を設置することにより、IR区域やその周辺地域等における警察力の強化を図ります。 ・ また、大阪府内の治安を維持するという観点から、警察職員を増員した上で、夢洲に設置する予定の警察署はもちろんのこと、夢洲周辺地域や繁華街などを管轄する警察署、警察本部などへの配置を考えており、発生が懸念されるトラブルや事件・事故の未然防止、マネー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめとした犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動、青少年の健全育成のための対策の強化等に取り組めます。 ・ なお、これらに対応するための増員数は現時点における見込みの数として挙げたものであり、具体的な内訳については、今後の情勢も踏まえつつ詳細に検討していきます。 ・ これら警察力の強化に係る費用計上の考え方については、上記①のとおり実績等に基づき現時点での見込み額を積算したのですが、IRに係る必要経費として、ランニングコストについては、大阪府への認定都道府県等納付金・入場料を活用することとしています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<p>番号</p>	<p>41</p>
<p>回答 (2/3)</p>	<p>(2) ギャンブル等依存症対策 <費用計上の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「費用計上の考え方(依存症対策)」のとおり。 <p><十分な予算措置であることを示す根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域整備計画におけるギャンブル等依存症対策は、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(以下、府推進計画という)に基づく取り組みです。 ・ 現行の府推進計画は令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とし、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部が作成した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」を踏まえ、当事者・家族、医療機関、司法書士会、民間支援団体、行政機関などで構成する「ギャンブル等依存対策推進計画関係者会議」で検討を重ねて作成しています。 ・ 具体的な内容としては、「普及啓発の強化」「相談支援体制の強化」「治療体制の強化」「切れ目のない回復支援体制の強化」を4本柱に、さらに依存症対策に効果を上げているシンガポールの国家依存症管理サービス機構(NAMS)を参考にした大阪独自の支援体制(OATIS)を構築したうえで取り組みを進めています。 ・ しかし、カジノの設置及び運営に伴い懸念されるギャンブル等依存症の抑制を図るには、さらなる対応力強化が求められることから、現状における取り組みの課題も踏まえた必要な施策として、 <ol style="list-style-type: none"> ①普及啓発:多くの府民がギャンブル等依存症に関する正しい知識を有することができるよう効果的な広報活動 ②相談支援体制:府・政令市・中核市のほか住民に身近な市町村等でも相談支援が可能な体制の整備 ③治療体制:専門医療機関以外の医療機関でも必要な医療的支援が受けられるよう地域における医療提供体制の整備 ④大阪独自の支援体制:依存症に関する調査研究と相談・医療・回復のワンストップ支援を担う「(仮称)大阪依存症センター」の設置 などを考えており、体制を整備することで支援力の増強を図ることとしています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	41						
回答 (3/3)	<p>• このように、区域整備計画のギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症対策基本法はじめ国が示す留意事項や関係者の意見も踏まえた現推進計画に沿ったものであり、これらに加えてさらに取り組みを強化する内容であるとともに、費用についても、必要な経費を見込んでおり、下記のとおり、現行予算との比較も含め効果が十分に期待できる内容であると考えています。</p> <p>＜区域整備計画のギャンブル等依存症対策見込み額約14億円/年＞ (参考)</p> <table data-bbox="421 576 1391 711"> <tr> <td>R4年度(大阪府) 依存症対策事業費</td> <td>約5200万円</td> </tr> <tr> <td>R4年度(大阪市) 依存症対策事業費</td> <td>約970万円</td> </tr> <tr> <td>R4年度(厚労省) 依存症対策の推進事業費</td> <td>約9.4億円</td> </tr> </table>	R4年度(大阪府) 依存症対策事業費	約5200万円	R4年度(大阪市) 依存症対策事業費	約970万円	R4年度(厚労省) 依存症対策の推進事業費	約9.4億円
R4年度(大阪府) 依存症対策事業費	約5200万円						
R4年度(大阪市) 依存症対策事業費	約970万円						
R4年度(厚労省) 依存症対策の推進事業費	約9.4億円						
再質問しない。	<p>(都道府県等が行うカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明がされていることが確認できた。また、費用の見込みから、十分な予算措置であることが確認できた。)</p>						